

幸福な状態を創造するための社会福祉に関する一考察

武 田 英 樹

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第67号抜刷）

幸福な状態を創造するための社会福祉に関する一考察

Study on Social Welfare for the Creation of a Happy State

武 田 英 樹

抄 録

本論では幸福な状態を創造していく上で社会福祉の価値について考える必要性や社会福祉がどのように機能すべきか、あるいは社会福祉をどのように具現化していくのかについて追究する機会としたい。この目的を達成するために、①社会福祉とは何かを議論する必要性、②社会福祉による依存的自立、③社会福祉による公的責任の明確化、④社会福祉に携わる専門職の使命をテーマに議論を進めたい。そして、総括として①我が国において社会福祉の制度化で個別化が図れるのか、②日本社会の今後に人の繋がりはあるのかの問いを投げかけることで現代社会における社会福祉の運用についての問題提起としたい。

キーワード：社会福祉、社会福祉政策、生存権、幸福追求権、依存的自立

1. はじめに

社会福祉とは何か。この問いに端的かつ明確に回答することがいかに難しいことであるか。社会福祉が多義的であるがゆえに我々は絶えず、「社会福祉とは何か」という難題に対して自問自答を続けることが必要なのであろう。社会福祉に関するキーワードをあげるならば、愛、カリタス、ケア、共助、共生、思いやり、心配り、伴奏、助け合い、人権、尊厳、安寧、安心、安全、幸福追求、自己実現、自己決定、自己選択、人間らしい生活、基本的人権、健康で文化的な最低限度の生活、ソーシャルワーク、ウェルビーイング、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン等をあげることができる。これらを日常生活において具現化していくことができれば、社会の中で自分らしい幸福のかたちが創造されていくのであろう。

そもそも『福祉』という言葉自体は本来きわめて古い用語であり、中国数千年の歴史をさかのぼる古典の中で『さいわい』を意味するものとして用いられた

ものである¹⁾。この福祉という用語の由来をみても、この用語が幸福と深く関係していることを読み取ることができる。

日本では第二次世界大戦後の1946年に日本国憲法が成立し、戦前と戦後で社会の在り方は大きく変化していった。例えば、第二次世界大戦以前の日本においては、精神障害者や認知症高齢者を自宅において座敷牢に隔離することが合法化されていたり²⁾、生活困窮者が制度利用することになれば選挙権が喪失したりと、基本的人権が脅かされることが公的に展開されていた。そもそも明治時代に制定した大日本帝国憲法は、天皇の意思に基づいて制定された欽定憲法といわれ、国民に付与される権利は僅かであった。

第二次世界大戦後、日本国憲法第25条2項において「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定された。日本で社会福祉という用語が公的に用いられた最初の文である。もちろん、この条文

からも社会福祉とは何かを読み取ることは困難である。しかし、これが契機となって社会福祉という用語が法律や政策の中で広く用いられるようになっていった。そして、「第二次世界大戦後の日本の社会保障・社会福祉は、憲法上の基本的人権としての生存権や社会権の実現という理念のもとで展開してきた」³⁾ ということは理解できる。

さて本論では幸福な状態を創造していく上で社会福祉の価値について考える必要性や社会福祉がどのように機能すべきか、あるいは社会福祉をどのように具現化していくのかについて追究する機会としたい。この目的を達成するために、①社会福祉とは何かを議論する必要性、②社会福祉による依存的自立、③社会福祉による公的責任の明確化、④社会福祉に携わる専門職の使命をテーマに議論を進めたい。そして、総括として①我が国において社会福祉の制度化で個別化が図れるのか、②日本社会の今後に人の繋がりはあるのかの問いを投げかけることで現代社会における社会福祉の運用についての問題提起としたい。

II. 本論における幸福な状態の定義

社会福祉は人々の幸福の増進を図るためのものであるといえる。では幸福とはどのような状態を指すのであろうか。幸福感は多くの主観的な要素を含むものでもあり、幸福実現の在り方も様々である。よって、「幸福とは何か」を一般化することは極めて難しいといえる。世界各地で幸福度研究が行われているが、十分に開拓されていない、あるいは議論が進んでいないことが多い。例えば、所得と幸福度に関する因果関係や幸福度の測定方法、社会的不安が幸福度に与える影響などにおいて解明されていない部分が数多く存在している⁴⁾。つまり、何を基準に置くかで算出される幸福度も変わってくることになる。幸福は現代社会の生活に照らすならば社会福祉の並列に捉えることも可能であろう。だからこそ、現代社会において幸福な状態を社会福祉によって創り出すならば、「福祉とは何か」「社会福祉とは何か」との問いに立ち返り、再び「ならばそもそも幸福な状態とは何か」の問いを繰り返すこと

になるのではないだろうか。この堂々巡りのような問いは法整備が進む中で社会福祉が一定の法律に基づいて運用され、市民がそれを活用することによって幸福な状態の実現を目指し、幸福な状態がその評価の指標として用いられているからといえる。

この状況を見据えた上で我々は社会福祉を利用していること自体が幸福であるとはならないことを理解しておかなければならない。例えば、「労働政策によって仕事が見つければ幸福といえるのか」「子どもの貧困対策として高校受験に合格すれば幸福といえるのか」「医療サービスによって悪性腫瘍が摘出できたのであれば幸福といえるのか」という問いが必要である。そして、この議論により、「何のために就労か」「何のための進学か」「何のための治療か」等の社会福祉の目的に視点を置いた議論が必要となるのではないだろうか。

既述の問題提起を踏まえ、本論で取り扱う「幸福な状態」とは、「日本において個人としての存在意義が尊重され、健康で文化的な生活を営む上で必要なものが満たされている状態であり、日本国憲法第13条並びに第25条を日常生活において実現できる環境である」と定義づける。

III. 社会福祉の目的に視点を置いた議論をする必要性

社会福祉とは何かについての問いが絶えず必要なわけとして概ね2つの理由があると考えられる。第1に社会福祉の範囲の整理が困難であるということである。既述の通り、社会福祉の歴史は世界的には中国数千年前から論じることでもできるし、日本においては、古くは聖徳太子の四箇院から敗戦後の日本国憲法施行以降と様々な時代を切り抜いて論じることでもできる。さらに社会福祉は、社会政策や福祉政策、あるいは社会保障などと取り扱う範囲が重複していたり、隣接している概念でもあり、その範囲を独自のものとして明確に区切り整理することが難しい。例えば、社会福祉は、住宅サービスや雇用・労働政策、教育、健康政策等と区別して、独自のものとして取り扱うことが困難である。古川が述べているように「社会福祉がそれ以外の

一般社会サービスとは区別される独自部分と、一般社会サービスを補充し、あるいは代替する部分をあわせもつという性格を有する」といった「L字型構造」となっている⁵⁾。

第2に社会福祉は普遍性をもった思想でありながら運用上では憲法や制度による規制を受けているという矛盾をはらんでいるということである。これは「人間の幸福を実現あるいは増進しようとする社会的営為である社会福祉の理念は、人類史の全過程に貫かれている人間にとって永遠のそして根源的な課題」⁶⁾とされ、社会福祉の思想が普遍性をもったものでありながら、実生活における運用面では、日本国憲法の第25条の生存権や各社会福祉関連制度によって規制されている。例えば、利用対象や利用方法などの枠組みが細かく基準化されているので誰もが自由に活用できるというものではない側面がある。

このような社会福祉に係る矛盾や独自部分の整理の困難性が絶えず生じる実態を把握した上で、幸福追求に社会福祉を活用していかなければならない。矛盾点があり、整理が困難だからこそ、市民の福祉ニーズや援助場面に照らしながら「社会福祉」のあるべき姿について議論し、共有し、最適な運用を心掛けていかなければならない。

IV. 社会福祉による依存的自立

私たちには憲法に基づき生存権や幸福追求権が付与されている。だからといって、自分が想像する幸せの状態を自らの能力のみをもって具現化していくことは極めて困難である。道徳的な発言として「人様に迷惑をかけるようなことをしてはいけない」や「仁義道徳」といった人として守るべき道やその道にかなう生き方などの意味をもつ言葉がある。これらは決して「人様の世話になってはいけない」ということではないし、「人に助けを求めてはいけない」ということを表現しているのでもない。

社会福祉と関連してよく用いられる「自立」についても同様である。広辞苑によると自立とは「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたり

すること」とある。例えば、陸の孤島で何のライフラインも活用せずに一人で生活をしているのではない限り、人は何らかの形で、誰かと繋がりをもちながら、誰かの承認を受け、誰かに依存して生活している。依存は広辞苑によると「他のものをたよりとして存在すること」とある。例えば、外食、ファッション、テーマパーク、銀行、コンビニ等の利用は他者の手を借りているとはいわないのであろうか。我々は誰かの承認を受けることによって幸福感を得ることができるという状態は、他者に助けられていることにはならないのであろうか。立岩は自立について、「稼げて一人前という自立があり（経済的・職業的自立）、次に稼げなくても身の回りのことができるようになって一人前という自立があり（身辺自立・日常生活動作＝ADLの自立）、そのいずれでもないものとして、自分の暮らしを自分で決めて他人の手を借りてやっていくという自立ができた」と述べている⁷⁾。ここからも読み取れるように他者の助けに依存することでも自立は成り立つということである。

現代社会における日常生活は互いに依存的自立の関係によって成り立っているといえる。社会福祉の具現化は「困っている人がいれば助ける」「人も人に助けられることで生きている」ということを前提に進めていくことが必要であろう。私たちは幸福を追求していく上で他者に依存してよいのである。

他者に依存することが自立できていないことや自分らしさを失うことにはならない。またそういう自分らしさを失うことのない社会を構築していかなければならない。生活保護や児童扶養手当の給付を受けながら、子どもとの夕食の献立を考える、休日をどうやって過ごすかの計画を立てる、あるいは衣服の着脱に介助を要していても自分の好む服装を決定していける、食事に介助を要してもそのメニューについて自分で選択していけるなど、社会手当や身体介護を受けながらも自分らしい生き方を創り上げていけるということになる。それを可能にするのが社会福祉といえるのであろう。

V. 社会福祉による公的責任の明確化

社会福祉の制度化は個人の幸せの状態を国家としてどう具現化していくのかを表すものである。社会福祉によって具現化された市民の生活の在り様が、国家の目指す幸せの状態として反映されることになる。

社会では、自助、共助、公助をもって住み慣れた地域で安寧な生活が維持できるように唱えられることが多い。近年ではこれに互助などを加えることもある。本論で注目すべきは、公助における実践的行為が公的責任を果たしていくという点にある。法治国家である日本では、社会問題に対して社会福祉に係る制度や政策を立案することで公的責任を果たされているかといった評価へと繋がっていく。福祉政策は私的問題へのアプローチを主眼に置いているのではない。よって、社会福祉を制度化することで公的責任の明確化を図るためには、福祉政策を構成する要素として①効率性と公平性、②必要と資源、③普遍主義と選別主義、④自立と依存、⑤自己選択・自己決定とパートナーリズム、⑥ジェンダーの視点が必要である⁸⁾。

周知のとおり、第二次世界大戦終戦後に我が国は日本国憲法、そして福祉六法をはじめ各種社会福祉関係法規を成立させ、その運用に務めている。しかし、法律は万能ではなく、社会も変容する。これに伴い市民の生活も多様化していく。場合によっては、法律が個人の幸せの状態を阻害する要因となることがある。行政事件訴訟によって争われた朝日訴訟や「らい予防法」違憲国家賠償請求事件等は人間らしい生活を営む上での公的責任とは何かを問う裁判であったといえよう。

だから社会福祉制度によって福祉サービスを提供する場合、設置や運営に関する基準を設けて利用対象者やサービス内容を明確に示していくことになる。この基準は健康で文化的な生活を営む上での最低限クリアしなければならない基準であり、この基準に沿って市民の福祉的ニーズに対応していくこと、さらに政策の適正な運用を管理していくことが公的責任の明確化に繋がっている。しかし既述の通り、福祉ニーズが発掘され、そのニーズに対応するために社会福祉を制度化したにもかかわらず、制度化した時点から制度の枠内

にあるニーズにしか対応できなくなるという問題が生じる。社会福祉制度の対象外だからといって福祉的ニーズがないというわけではない。社会は時代とともに変容する、制度も万能ではない。社会福祉とは何かを問い続けるからこそ、変容する時代に照らした制度の検証、見直しが可能となるのである。

VI. 社会福祉に携わる専門職の使命

社会福祉は制度化されたとしても、その時点では法律として明文化されたに過ぎない。それが社会福祉事業となり、福祉サービスとして提供されて、はじめて個人の幸福な状態を創り出すのである。その提供者として福祉専門職の存在がある。では社会福祉に携わる専門職たちの使命とは何であろうか。社会福祉の分野には、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの国家資格が法的に位置づけられている。いずれも名称独占の資格であるため、社会福祉の実践現場に携わるうえで必須の資格ではない。しかし、国家資格をもつ福祉専門職には、知識・技術、さらに基盤となる価値・倫理観をもって市民が自分らしい幸福な状態を具現化させるという使命を果たすことが期待されている。

実際に福祉専門職は様々な状況下において、市民の幸福を具現化していくことをサポートすることになる。では社会福祉専門職は幸福をどのようにイメージしておけばよいのだろうか。確かに支援方法はケアワークであったり、ソーシャルワークであったりと異なるかもしれない。そもそも地域包括ケアが打ち出された昨今、ケアの概念自体が介護という狭義のものではなくなっている。さらに、平均寿命は80歳を超え、生き方そのものの組み立て方を再検討、再構築していくことが求められている。しかし、「家族形態が変容していこうが、制度によって家族機能が外部化されようが、幸福をサポートする上でケアの価値は変化しない」のである⁹⁾。

厚生労働省は「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」において健康寿命の延伸を掲げている。健康寿命が延びれば、住み

慣れた環境で自分らしい生活を営める時間が延びることになる。しかし、人間の命はいつか尽きるし、ほとんどの人が最期の瞬間は寝たきりである。ピンピンコロリを望んでも大半の者がそういう最期を迎えることはできない。たとえその望みが叶わないとしても、いのちの灯が消えるその瞬間まで、自分らしく生き続けたいと願う。福祉専門職は、その役に立ちたいという使命感をもって福祉現場に臨んでいる。本当の家族ではないが家族のように、さらに家族としてではなく専門職として公平平等なケアを提供していく。

そもそも公平平等なケアとはどんなものなのだろうか。「1日10回ずつ優しく声をかける」、「1日5回ずつ手を握る」、「コミュニケーションの時間は一人10分」等、形式的に回数や時間を基準にしたケアを提供した場合、その視点は妥当といえるのか。もちろん、社会福祉の制度や運営基準には入浴や食事の回数は示されていても、「優しい声かけ」「スキンシップ」などを時間や回数で提示されてはいない。そもそも人と人とのつながりの過程で構築される幸福の状態は「何回すれば」、「これだけの量があれば」といった数量的なものだけで測ることが難しい。だから日々、個別の状況に応じて最善のケアを心掛けることになる。現在の成熟した日本の社会福祉は、画一的なケアの提供ではなく、個性の尊重を具現化していくケアに力を注がなければならない。

ただし、多種多様なニーズによって彩られた個人の生活スタイルを、制度という基準にはめ込むことで崩してしまうことは避けたい。個人としての暮らしぶりを具現化することで幸せの状態を追求してく、これを社会福祉専門職の使命としていかなければならない。

VII. 総括

さて、ここまで幸福な状態を創造していく上で社会福祉の活用が重要であることを論じてきた。この議論において、まずは社会福祉とは何かという問いを論点に据えた。この議論は社会福祉の定義を明示することではない。時代の変化に沿って「社会福祉とは何か」という問いかけ自体の行為から絶えず社会福祉の価値

を確認する姿勢の重要性を述べるものである。また社会福祉を具現化していくことは社会福祉制度を活用していくことで幸福な状態を創造していくことに繋がり、この運用が円滑に機能していくことが公的責任を果たしていることの評価になることを論じた。最後に社会福祉は制度化しても具体的な福祉サービスというかたちで市民のもとに届かなければ市民の幸福実現に繋がっていかない。その実現には福祉専門職の存在が欠かせないことを論じた。

以下ではこれまでの議論を踏まえ、①我が国において社会福祉の制度化で個別化が図れるのか、②日本社会の今後には人の繋がりはあるのかの問いを投げかけることで現代社会における社会福祉の運用について、問題提起することで総括としたい。

1. 社会福祉の制度化で個別化が図れるのか

対人援助専門職という立場にある者が重視することをあげるならば、「個性の尊重」である。幸福の状態は、生理的欲求など人間としての共通性を基盤に自分らしさを具現化したものであると考える。ニルス・エリク・バンク・ミケルセン (N.E.Bank-Mikkelsen) やベクト・ニリエ (B.Nirje) によって広げられたノーマライゼーションの考え方も障害の有無に関係なく、人間として、そして個人としての存在をライフサイクルにどのように反映させるべきかを世界に訴えかけるものであった。

しかし、制度という枠組みの中で、この「個性の尊重」を具現化しようとした時、多くの壁にぶち当たる。「住み慣れた自宅のように」、「家族（家庭）のように」と理念を掲げても、「家庭（住まい）らしさ」「家族（家庭）らしさ」は設備や運営に関する基準によって削り取られ、家庭や家族を想起するにはそぐわない基準がはめ込まれていく。基準に収まらないものは、「制度対象外」として制度の外側へと置かれてしまう。そうやって選別され、基準内で抽出されたニーズは果たして個別的ニーズといえるのであろうか。確かに制度化すれば安定して一定水準以上のサービスを提供することができる。しかし、福祉サービスの提供は個性を尊重し、画一的にならないようにしたい。可

能ならば、融通の利く柔軟性のある基準が欲しいところである。

現在の日本の社会福祉制度の多くが選別主義の立場から構成されている。その選別基準は公的側面が強ければ強いほどに、公平平等さが求められる。不特定多数の市民が納得できる基準を提示しようとすればするほど、解釈が明快で一般化した基準ができあがる。しかし、一般化できないものこそが個別性として浮き彫りになるのではないだろうか。それが「自分らしさ」なのではないのか。社会福祉は医療的側面を加味するが疾病へのアプローチではない。社会福祉は生活者へのアプローチである。個々の生活スタイルは多様性に富んでいるので「ああやって、こうやったら、そうなる」というHow toというわけにはいかない。社会福祉の価値は個別性の尊重による自分らしい生活の実現にある。

既述の通り、制度に基づいてサービスを提供する場合には、原則、基準の範囲内での自分らしい生活ということになる。市原が指摘している通り、「制度化された支援にはやはり限界があり、一人ひとりに合わせた柔軟なケアが困難」なのである¹⁰⁾。社会福祉を制度化するという行為そのものが悪いということではない。個人の暮らしの在り方に重点を置き、自分らしい幸福の状態を実現することは難しいということである。制度化することで得られるものも多いだろうが、一方で大切にしたいものを失うことになるかもしれない。

2. 日本社会の今後には人の繋がりはあるのか

内閣府が提唱する新たな社会Society 5.0は日本が目指すべき未来社会の姿を現している。この社会は少子高齢化や地方の過疎化によって引き起こされる課題を人工知能（AI）によって克服しようというものである。そこに描かれている快適な生活像に登場するのは人ではなく、膨大なビッグデータを解析するAIとロボットの活躍である¹¹⁾。

将来、AIやロボットが私たちの生活を支える位置づけになることは確実であろう。では、快適さを得られたとして、人間同士の感情の繋がりと、喜怒哀楽

をAIやロボットと共有することができるのであろうか。もしも、共有できる時代がきたなら、ペットが家族化した現代のように、将来はAIとロボットとともに新しい家族形態、新たな幸福の状態が創造されていくのかもしれない。

しかし、これらは不確定な未来のことである。生活困窮状態にある市民にとって最も重要なことは今をどう生きることができて、幸福の状態をどのように創造できるのかということである。今回の新型コロナウイルスの感染拡大によって、我々は長期間に及ぶ3密の回避、外出自粛という環境下におかれた。この環境下において多くの市民が経験したことは、圧倒的なコミュニケーション不足からくる孤立した生活である。テレビを見ても、音楽を聴いても、読書をして、そこには双方向の感情の繋がりが無いということである。そして気づいた事は、やはり人は人との繋がりを求め、人は人との繋がりの中で生きていく生物であるということである。確かに現時点でAIやロボットは我々のサポートはしてくれる有益な機器である。しかし、AIやロボットとの間に人の気配がもたらす安心感や感情の繋がりと、これらの環境から生み出される幸福感は見出せない。だからこそ、孤独になれば人恋しくなり、たとえ面倒なことがあったとしても人と人が介在する生活環境を求めるのである。

VIII. おわりに一繋がりを再構築する社会福祉の構築に向けて

宮崎ホームホスピスかあさんの家を運営している市原氏が大切にしていることを尋ねられ、「人と人のつながり」と答えたエピソードがあった¹²⁾。ホームホスピスかあさんの家は宮崎のある地に突如として生まれたものではなく、市原氏を取り巻く様々な人と人との繋がりの中で生まれた。つまり、どこかにある成功事例を持ってきたのではなく、地域の在り様、市民の生活の在り様、そして、各々の幸福のかたちを創造していく上で、必要とされてきた住まいの形なのだろう。

2019年に厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地

域共生社会推進検討会)による「最終とりまとめ」が公表された¹³⁾。この中で「個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化、共同体の機能の脆弱化の結果、地域共生の基盤を強め、発展させていくことが焦眉の課題」と指摘されている。ここでは地域共生の基盤を強めるというイメージを日常生活圏の住民で共有していくことが求められる。現実には複雑で多様性に富んだ生活が個人と家族、人と地域の繋がりを希薄にしているからである。この地域の現実を前に、改めて我々にとって、「生活の拠点はどこなのか」、「コミュニティを形成している拠点はどこなのか」を観ていくことになる。現在の状況は個人が望んでそうしているものと、グローバル化に伴う社会の変化によってそうなることを余儀なくしている場合がある。

かつて、日常的に親しく交際する近所付き合いの範囲を「向こう三軒両隣」と言ったが、その範囲が明確に決まっていたわけでもなく、制度上の決まりがあったわけでもない。かつてのコミュニティは、人と人との自然な繋がりによって構築されたものであった。

人々の生活が複雑・多様化し、地域の在り様に変化した現代において、自然発生的に昔のような地域共同体を再構築することは困難である。古き良き地域の在り様を現代社会に馴染む形で再構築していくには、意図的な働きかけ、意図的な環境整備が必要である。例えば、こども食堂、ふれあいサロン、認知症カフェ、その他にも様々な形で運営されている集い場などは、昔は自然発生的に集まっていた放課後の集まりや住民の井戸端会議なるものを現代版の集い場として働きかけ、環境整備した人工的な集い場といえる。

自然発生的に構築して行くことが難しいのであれば、意図的にその環境や選択肢を準備していけばよいのではないだろうか。「より健康に」、「より文化的に」、「より幸せに」を追求していける環境を創造していくことが、成熟した福祉社会の在り様である。

註)

- 1) 仲村優一『仲村優一社会福祉著作集第二巻社会福祉の展開』旬報社, 28, 2003.

- 2) 杉本章『[増補改訂版] 障害者はどう生きてきたか—戦前・戦後障害者運動史』現代書館, 22, 2008.
- 3) 秋元美世『社会福祉の利用者と人権 利用者関係の多様化と権利保障』有斐閣, 10, 2010.
- 4) 橋木俊詔編著「幸福」ミネルヴァ書房, 12-13, 2014.
- 5) 古川孝順『社会福祉の拡大と限定—社会福祉学は双頭の要請にどう応えるか』中央法規出版, 60-61, 2009.
- 6) 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社, 3, 1986.
- 7) 白石嘉治・立岩真也「[討議] 自立のために」『現代思想』34 (14), 34-57, 2006.
- 8) 高間満・相澤譲治・津田耕一編『社会福祉論』電気書院, 125-132, 2017.
- 9) 武田英樹「ケアとは何か—対人援助職としての専門性を支えるケアの本質への考察—」美作大学研究紀要第54号, 6, 2021.
- 10) 市原美穂『暮らしの中で逝く ホームホスピス「かあさんの家」のつくり方<<2>>その理念について』木星舎, 2, 2014.
- 11) 内閣府ホームページ「Society 5.0」
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/
(2021.10.1)
- 12) 前掲書10), 2.
- 13) 厚生労働省ホームページ「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ」2019年12月26日
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html (2021.10.1)